

1. 令和6年第6回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和6年12月2日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議選挙第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程4 議案第122号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第123号 郡上市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程6 議案第124号 郡上市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第125号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第126号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第127号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第128号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第129号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第130号 郡上市総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第131号 令和6年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程14 議案第132号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程15 議案第133号 令和6年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程16 議案第134号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程17 議案第136号 令和6年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程18 議案第137号 令和6年度郡上市財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程19 議案第138号 令和6年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程20 議案第139号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程21 議案第140号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定

について

日程22 議案第141号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について

日程23 議案第142号 郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者の指定について

日程24 議案第143号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）

日程25 議案第144号 財産の無償譲渡について（郡上八幡新宮の森多目的管理棟）

日程26 議案第145号 財産の無償譲渡について（福田研修所）

日程27 議案第146号 財産の無償譲渡について（白鳥北部農業センター）

日程28 議案第147号 財産の無償譲渡について（美並杉原集会所）

日程29 議案第148号 財産の無償譲渡について（美並円山集会所）

日程30 議案第149号 財産の無償譲渡について（下沢生きがい施設）

日程31 報告第16号 専決処分の報告について

日程32 議報告第14号 諸般の報告について（議員派遣の報告）

日程33 議報告第15号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程33まで

日程34 議案第134号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の撤回について

日程35 議案第150号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	10番	本田教治
11番	長岡文男	12番	田代まさよ
13番	田中義久	14番	蓑島もとみ
15番	森藤文男	16番	原喜与美
17番	野田かつひこ	18番	清水敏夫

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	置 田 優 一
副 市 長	乾 松 幸	教 育 長	熊 田 一 泰
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	粥 川 徹	建 設 部 長	三 輪 幸 司
環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代表監査委員	神 谷 公 眞

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課長	野 田 知 孝
議会事務局 議会総務課 主 任	荻 本 恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中を御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、令和6年第6回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたので、よろしくお願いをいたします。

ここでまた皆様方をお願いを申し上げます。本会議において少しトラブルが続いております。携帯電話等の電源はお切りになるか、マナーモードにされるか、よろしくお願いをして、会議の妨げにならないようにしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴人は撮影、録音等が禁止されておりますので、よろしくお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、14番 蓑島もとみ議員、16番 原喜与美議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森藤文男） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る11月21日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日12月2日から12月20日までの19日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月2日から12月20日までの19日間と決定をいたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付をしてありますので、お目通しをしていただきたいと思います。

神谷代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（森藤文男）　ここで、山川市長から御挨拶をいただきます。

市長、お願いします。

山川市長。

○市長（山川弘保）　おはようございます。

令和6年第6回郡上市議会定例会の開会に当たり、御挨拶並びに提案説明を申し述べます。

本日、令和6年第6回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御健勝にて参集いただき誠にありがとうございます。

提案説明に入ります前に、10月臨時議会以降の市政につきまして、御報告等をさせていただきます。

初めに、去る11月16日、議場において中学生ふれあい懇談会を開催いたしました。

今回は森藤議長に懇談会の議長を務めていただき、会場は凜とした中にも和やかな雰囲気に包まれていました。

市内8校から各2名が出席され、市政への思いや提案を発表されました。発表は、中学生が積極的に白鳥おどりに関り、地域、行政と一体となった地域づくりを行う取組や、気軽に参加でき、市内の魅力発見につながる郡上かるたスタンプラリーの提案、中学生の地域行事へのボランティア参加の全市展開など、提案は地域のために自分たちは何ができるかを真剣に考えていることがよく分かるものばかりでした。

発表していただいた生徒の皆さんに感謝するとともに、これからも郡上市を思う気持ちを大切にいただき、進学や就職で市外に出ても、将来は郡上市に戻り、支えていただけることを願っています。

次に、11月15、16日に大和小学校体育館にて、創作オペレッタ東氏ものがたりが上演されました。今回で2回目となる上演は、大和小学校が開校し、新たな未来への出発の年となり、5・6年生103人が出演されました。昨年度の初回上演を経て、児童の皆さんの意欲が増したとの話もお聞きしており、堂々とした演技や歌はさらに磨きがかかっており、非常に見応えのあるものでした。今後も伝統行事として続けられ、地域発展の活力になることを期待しております。児童の皆さんの頑張りに敬意を表し、御支援御協力をいただいた全ての皆様に心から感謝申し上げます。

最後に、令和7年度の予算編成についてであります。

合併前の旧町村では、合併に備え各種整備を進められ、合併時の貯金である財政調整基金は28億8,000万円と、十分とは言えないものでした。加えて、合併時の借金である市債は522億8,000万円あり、平成18年度には借金が540億5,000万円に膨らみ、実質公債比率が基準を超えたことから、起債許可団体となりました。

そのような中、初代碓市長は、職員給与を削ってまでできる限りの市民サービスの提供に尽力されました。日置前市長は借金を削減し、貯金の増額に努められ、平成25年度には、起債許可団体を脱却しました。

その後、平成26年度には貯金を43億1,000万円まで引き上げられましたが、コロナ禍による経済対策による支出の増加も重なり、今年度の貯金は標準財政規模などから勘案すると30億円の確保が望ましい中、15億円しかありません。

これまで、当初予算編成においては、市の貯金である財政調整基金の繰入れを見込み、収支のバランスを取っていました。少なくなっている貯金を取り崩し続けることはできないことから、非常に厳しい予算編成になることは、現実として受け止めなければなりません。このような状況の中において、若者が帰ってきたくなくなるような環境を整えるために、将来に負債をできるだけ残さないよう、就任当初から事業の見直しを行ってまいりました。

例えば、偕楽園の建設については、現状のベッド数を維持するものから、将来の高齢者の人口推移や他施設で確保できるベッド数の状況等を総合的に勘案して、適正な規模に見直しを行いました。これにより、事業費の削減が見込めたことから、美並地域の小学校統廃合を住民の皆様の御協力により前倒しで進めることができました。

現在は、令和7年度予算編成に向けて、市長・副市長協議を行っています。今会期中に予算編成の考え方や現在の進捗等について、議員の皆様に御報告いたします。

この予算編成においては、若者が戻ってくれる郡上市、将来に大きな負担を残さない郡上市を目指すため、若い世代への予算のシフトをしたいと考えています。その考えの下、新規事業や既存事業の協議を進めています。既存事業の中には、社会情勢が大きく変わる中で、その役目を終えているのではないかといったものも少なくありません。そうした事業が積み重なり、職員に過度な負担がかかり、疲弊をしている姿も見受けられます。

また、若い世代のための事業を優先し、財源を確保するため廃止とする事業も出てきます。廃止に伴い、御不便を感じる方もお見えになると思いますが、市民一丸となり、若い世代への予算のシフトを考えたいと思っています。次の世代が帰ってきてくれないと、明日の郡上はありません。郡上市は消滅可能性を否定できない自治体であるとの指摘が続いており、これを脱却することを目指しています。そのためには、将来を支えてくれる若者を増やし、郡上の未来を守るため、できる限りの支援をしていくことが、今、私たちにできることだと信念を持ち進めてまいります。

今後、議員各位には、都度丁寧に説明してまいりますので、御審議いただきますようお願いいたします。

次に、本日御提案申し上げます案件は、条例の一部改正に関するものが9件、令和6年度補正予算に関するものが7件、指定管理者の指定に関するものが4件、財産の取得及び処分の変更に關す

るものが1件、財産の無償譲渡に関するものが6件の計27件でございます。このほか、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分が1件あります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶の言葉といたします。

令和6年12月2日、郡上市長 山川弘保。

ありがとうございました。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

ここで議長交代のため、暫時休憩といたします。

（午前 9時41分）

○副議長（田中義久） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前 9時42分）

○副議長（田中義久） これより、私が議長を務めます。よろしくお願いいたします。

◎議選挙第5号について（提案説明・採決）

○副議長（田中義久） 日程3、議選挙第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本選挙は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項及び第2項第2号の規定により、広域連合議会議員それぞれ各1名、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。本選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（田中義久） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（田中義久） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、私から指名をいたします。岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、同広域連合規約第8条第1項の規定に基づき選挙する議員に乾松幸副市長を、また、同広域連合規約第8条第

2項第2号の規定に基づき選挙する議員に森藤文男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました乾松幸副市長及び森藤文男議員を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(田中義久) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました乾松幸副市長及び森藤文男議員が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました乾松幸副市長及び森藤文男議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選されたことを告知いたします。

これで議長を交代いたしますので、暫時休憩といたします。

(午前 9時46分)

○議長(森藤文男) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前 9時47分)

◎議案第122号から議案第130号までについて(提案説明)

○議長(森藤文男) 日程4、議案第122号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程12、議案第130号 郡上市総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの9議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長(加藤光俊) 私からは、条例4件を続けて提案させていただきます。

議案第122号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、郡上市公共施設適正配置計画に基づき地区集会所の一部施設について、地元自治会に無償譲渡することに伴い公の施設としての位置づけを廃止するため、この条例を定めようとする。

本条例は今議会に提出しております議案144号から149号までの6つの地区集会施設を地元自治会に譲渡することに伴いまして、条例に定める施設名を削除する改正です。

新旧対照表を御覧ください。

1ページから3ページ目までは、市の施設を規定しております別表第1におきまして、譲渡する施設名を削除する改正を行っております。

順に飛んでいただきまして、4ページをお願いします。

4ページ目からの別表第2では、使用の際に承認を受けるべき施設を規定しておりまして、こちらでも譲渡する施設名称を削除する改正を行います。

5ページ目、中段から附則がございます。

第1条では、施行日を公布の日と規定し、第2条では、使用料徴収条例の別表に規定する白鳥北部農業センターを削除する改正を行っております。

続きまして、議案第123号へ参ります。

郡上市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

郡上市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとする。資料をおつけしてございますので、そちらで説明をさせていただきます。

まず1点目、改正理由につきまして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役と禁錮刑が廃止され、拘禁刑に統一されたために条例中に規定する同文言を改めるものです。

2番目の法改正の趣旨につきましては、受刑者の年齢や疾病等の特性に応じまして、その改善更生と再発防止を図るために、より柔軟な処遇の実施を可能とする、そういった趣旨での改正が法において行われました。資料中上の表では、改正前の禁錮・懲役の処分の内容と、新たに規定される拘禁刑の内容を記載しております。

禁錮とは刑事施設に拘束する刑罰、懲役は施設に拘束して刑務作業を行わせる刑罰という違いがございます。新たに設けられました拘禁刑は、これら2つの刑を包括し、新たに矯正教育という教科・指導等が設けられたものであります。関係する条例は資料中段の3番目の7つの条例であります。

4番目の改正の概要につきましては（1）のとおり各条例中に定める文言を改めます。

（2）では、附則第1条の内容でありますけれども、施行日を改正法の施行日としておりまして、同施行日は令和7年6月1日となっております。

（3）以降は附則第2条からの説明を記載しております。条例改正前に行った行為に対しては、法改正前の刑が適用されるなどの経過措置を定めております。前の法の新旧対照表では、今ほどの文言の改正を7つの条建てで明示しておりますので、御覧ください。

続いて、124号をお願いいたします。

議案第124号 郡上市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、ふるさと納税の寄附金額の増加を目的に業務の一部を外部に委託することに伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

初めに、本条例の趣旨を説明させていただきます。

別資料の1を御覧ください。自治体の予算執行は、単年度を原則としておりますが、年度を超えて執行する場合は、債務負担行為を行うこととされています。債務負担行為とは、年度を超え、将来にわたって支払いが必要となる行為に対して、あらかじめ議会の承認を得る手続のことをいいます。一方で、電気通信事業などの契約は、翌年度以降も安定供給が必要になることから、地方自治法において例外的に債務負担行為を要しないとされております。加えて、政令において、性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ事務に支障を及ぼす、条例で定めるものは、債務負担を要しないとされております。

市では、この政令に基づいて本条例を定め、第2条において対象となる契約を定めております。中段、四角囲いの第2条がその契約内容であります。

次に、2番目の改正の趣旨であります。ふるさと納税事務に関し、現在は市が一連の事務を行っておりますけれども、寄附を多く集める団体では、知見を持つ業者に一連業務を委託しているところが見受けられます。そこで、本市においても、こうした事業者と契約を締結し、ふるさと納税による増収を図りたいと考えております。この場合に、単年度ごとで中間支援事業者を選定すると、年度ごとで事業者が異なる可能性も高まるとともに、蓄積されたノウハウが逸失する懸念、あるいは返礼品を取り扱う事業者にとっても支援事業者が頻繁に交代することで生じる負担も大きいことから、3年程度の長期にわたって契約が締結できるように、第2条に、ふるさと納税に係る業務の委託に関する契約を追加したいという改正内容であります。

3点目の施行日は、公布日としております。

続きまして、議案第125号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、公益信託に関する法律の全部改正等に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとする。今回の改正条例は、本年公布されました公益信託に関する法律の全部改正のほか、他の法令の改正に伴いまして、税条例に引用する法律の条項のずれの修正や文言の整理を行う必要が生じたための規定整理の改正です。これら改正による税条例の取扱いに変更はありません。

新旧対照表を御覧ください。

まず上段の下線部分であります。第34条の7第1項でありますけれども、法律におきまして金銭という文言が寄附金に統一されたために、右側の改正前に、もしくは金銭とある下線部分の文言を削るという改正です。下に参りまして、同条第1項第3号では、引用する所得税法の第78条、第3項が法律改正に伴いまして、同条第2項第4号となったための改正です。

同じページの下から次のページに続きます。第56条では、私立学校法の改正による引用する条の改正です。

2ページ、後段の附則では、当該規定が地方税法に規定されておりますので、税条例に規定する必要がないための削除する整理を行っております。

3ページ目の附則では、施行日を令和7年4月1日としておりますが附則第1条のただし書きの規定では、一部の改正規定については、公益信託に関する法律の施行日の日の属する年の翌年の1月1日とされておまして、当該法律の施行予定日は、令和8年4月1日とされておりますので、同日は令和9年1月1日となる予定であります。

第2条では、今般改正となる寄附金税額控除の対象となる寄附金について、改正前の寄附金も含むとする経過措置を規定しております。別資料をつけさせていただいておりますが、公益申託に関する法律等の改正内容についてお伝えしておりますので、参考にお目通しをいただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） 議案第126号をお願いいたします。

議案第126号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、多様化する入居希望者の需要に対応することを目的に、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。おめくりいただきますと、新旧対照表がございますが、その次に資料を添付しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

議案第126号の資料をお願いいたします。

1つ目の改正理由でございますが、吉田第2住宅の4階・5階（各階2戸、計4戸）につきましては、市外からの入居希望者が優先的に入居できる資格が設けられておりますが、昨今の生活環境の多様化に対応し定住を促進するため、その入居資格を見直しまして、他の市有住宅と同様の運用を行うため、郡上市市有住宅管理条例の一部を改正するものでございます。

2つ目の改正点は、吉田第2住宅の4階・5階に適用されている申込み要件でございます。

①の入居者の資格についてでございますが、第3条第2号では、新規居住世帯、市外からの転入

者に限定していた入居資格を廃止いたしまして、市内居住者の申込みを可能とするものでございます。

続きまして、第3条第2号、第3条の2第2項及び第3項についてでございますが、改正前では入居資格に関する収入基準は定められていませんでしたが、新たに収入基準を設けることとするものでございます。

②の収入の申告等についてでございますが、第12条では、改正前では収入の申告が不要でありましたが、新たに収入の申告を設けることとするものでございます。これによりまして、申告に基づいて算出された収入に応じた家賃額の設定といたします。

③の敷金についてでございますが、第13条では敷金徴収の免除を廃止するもので、これにより入居時に家賃の3か月分を納付することとなり、退居時の修繕費用等に充当でき、負担軽減が図られることとなります。

④の月額家賃についてでございますが、別表第1の第9条関係では、定額であったものを収入に応じた家賃額の設定とするものでございます。

次のページをお願いいたします。吉田第2住宅の位置図と写真となります。位置につきましては、八幡町初納1371番地の2、構造等間取りにつきましては記載のとおりでございます。

新旧対照表の4ページへお戻りいただきまして、附則の施行期日でございますが、公布の日から施行するものとしております。

経過措置につきましては、この条例によります改正後の郡上市市有住宅管理条例第3条第2号、第3条の2第2項、第12条第1項、第13条第1項、別表第1、別表第1の2、及び別表第1の3の規定は、この条例の施行日以後に入居するものについて適用し、同日前に入居したものについては、なお従前の例によるものとしております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、私からは議案第127号から129号まで、3議案について御説明させていただきます。

議案第127号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

次のページの新旧対照表を御覧ください。

福祉医療費助成については、支給要件やその前提となる所得基準額の算定を児童扶養手当法施行

令を引用しておりますが、施行令の一部が改正され、条項にずれなどが生じたため改正を行います。表の一番下の行となりますが、改正前右の欄の下線部分、第405号閉じ括弧、開き括弧を、改正後左の欄の下線部分のように「第405号。」に合わせます。これまで誤った表記となっておりましたので改めるものとなります。

次のページをお願いします。上から5行目右側、改正前の下線部分、第2条の4第7項を、左側改正後の下線部分、第2条の4第6項に改めます。受給額に関して施行令第7項に記載されていた事項が第6項に記載されたことによります。上から11行目と下から4行目、右側改正前の下線部分、第2条の4第8項を、左側改正後の下線部分、第2条の4第7項に改めます。

所得制限限度額に関して、施行令第8項に記載されていた事項が第7項に記載されたことによります。

附則、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の郡上市福祉医療費助成に関する条例の規定は、令和6年11月1日から適用します。

続きまして、議案第128号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、生活保護法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

次のページから4ページまでが、新旧対照表となっています。

その次に資料をつけておりますので、資料を御覧ください。

改正理由は、生活保護法の改正に伴い、関係する条例を整理するもので、改正の内容は、郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例における特定個人番号利用事務に定められている事務名等の改正を行います。

1 点目、進学・就職準備給付金の追加。

これまで生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業した後、大学等に進学する場合には進学準備給付金が支給されていましたが、就職する場合には支援がなかったため、同給付金との均衡を図る観点から、生活保護法が改正され、高等学校等卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図ることとなったものです。進学就職準備給付金の支給額は、進学または就職に伴い転居する方については30万円、自宅から通学または通勤する方については10万円となります。

2 点目、被保護者健康管理支援事業の実施の追加で、医療扶助や健康管理支援費用について都道

府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組みを創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進するものです。

3点目、保護に要する費用の返還の追加で、生活保護費の返還事務について、市が保有する特定個人情報を利用できるよう条例を整備するものです。新旧対照表を御覧ください。

別表第1、第2、そして別表第3の事務に下線部分を追加します。附則、この条例は公布の日から施行します。

続きまして、議案第129号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、放課後子どもプラン運営委員会を廃止するため、この条例を定めようとするものです。次のページの新旧対照表を御覧ください。

表右側の改正前の下線部分、区分、放課後子どもプラン運営委員会委員、報酬日額6,000円を削除します。附則、この条例は公布の日から施行します。

放課後子どもプラン運営委員会については、次の資料を御覧ください。

放課後子どもプランとは、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、平成19年度から国で策定され、その後、総合プラン、新総合プランに改められ、令和6年度からは放課後児童対策パッケージとして推進されています。

この国のプランに基づき、市町村のプランを策定することが求められ、郡上市でも放課後児童クラブ、放課後子ども教室を計画的かつ円滑に進めるため、郡上市放課後子どもプランを平成20年度に策定し、委員会を設置して、策定・評価・見直しを行ってまいりました。

一方で、平成25年度からは、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども子育て支援事業計画を策定しています。この計画に放課後児童対策に関する内容が記載されていれば、放課後児童プランがなくとも問題ないと確認できたことから、平成27年度からは、子ども子育て会議において協議、子ども子育て支援事業計画の中で運用をしています。平成27年度以降、放課後子どもプラン運営委員会は開催されておらず、国の新放課後子ども総合プランも令和5年度末で終了したことに合わせ、放課後子どもプラン運営委員会に関する規定を削除するものです。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 議案第130号を説明させていただきます。郡上市総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、郡上市総合スポーツセンターの個人使用料を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。説明につきましては、最後のページ、資料にて説明をさせていただきます。

改正理由につきましては、基幹施設としての使用料の適正化、安全な施設管理を行うための人材確保や、指定管理者、ドルフィン株式会社でございますが、経営にも影響が生じていることから、今年度1階の空調設備の改修完了を機に、使用料を改正させていただくものでございます。料金改定につきましては、周知期間を考慮し、施行日は令和7年4月1日としております。使用料の改正につきましては、今まで消費税引上げ時に相当分の改正を行ってきただけで、抜本的な見直しは行っておりませんでした。料金の改定につきましては、3で示す県内の主な公共屋内プール施設使用料で示しておりますが、県内の同規模の施設を選定し検討をしました。

改定案につきましては、プールは大人が420円から550円、括弧書きは回数利用券11回つづりの使用料でございます。満70歳以上の者及び心身障がい者220円から330円、中学生及び小学生が220円から330円、トレーニングルームが大人が420円から550円、満70歳以上の者及び心身障がい者が220円から330円、施設共通券、プールとトレーニングルームの共通券でございますが、大人が640円から880円、満70歳以上の者及び心身障がい者が320円から440円、登録利用者1月当たりでございますが、大人が3,160円から3,960円の改正となります。

4で、施設の利用状況と指定管理者の経営状況を示しておりますが、利用状況はコロナ禍の影響から利用者がまだ回復していない状況でありますとか、コロナ対策や燃料や資材高騰、人件費の増加等により、令和5年度から5期連続で赤字であることを踏まえ、本年6月の補正予算をお認めいただきました空調設備の改修が完了したことから、この機に料金の改定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第131号から議案第138号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程13、議案第131号 令和6年度郡上市一般会計補正予算（第3号）についてから、日程19、議案第138号 令和6年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）についてまでの7議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第131号 令和6年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について、議案第132号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第133号 令和6年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第134号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第136号 令和6年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について、議案第137号 令和6年度郡上市財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第138号 令和6年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

一般会計の補正予算書の1ページをお願いします。

令和6年度郡上市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,035万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287億1,258万4,000円とする。

第2条、債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の変更は「第3表地方債補正」による。

5ページへ飛んでいただきます。

債務負担行為は3件の追加で、ともに期間は令和6年度から令和7年度です。

初めに、ふるさと寄附啓発事業の限度額は2,048万2,000円。ふるさと寄附に関する一連事務につきましては、先ほどの議案第124号で説明したとおり、3年程度の長期継続で契約を締結したいと考えております。

この委託業務について、できる限り早期に発注し、寄附額の増を図りたいことから、本年度の3月の契約を目標としております。この場合、本年度中は準備業務のため支払いは発生しない見込みで予算は要しないと考えておりますけれども、令和7年度分の契約を行う場合は予算根拠はなく、契約行為を行うことができません。このために債務負担行為をお認めいただくことで、これを可能とする、そういった補正であります。

次に、小学校統合整備事業は限度額4,559万3,000円です。美並地内における学校統合は、地元要望から早急に進める必要があると認識しております。今般の補正予算で設計業務等の予算を計上させていただいております。しかしながら、補正をお認めいただいた後に発注した場合であっても、一定の業務期間が必要で年度をまたぐことが想定されますので、次年度に予定する事業費を債務負担行為するものであります。

次に、現年度補助災害復旧事業（林業用施設）は、美並地内の林道川越線の災害復旧工事分で、

限度額は1億3,000万円です。

6月に発生した林道災害は、去る9月議会で補正予算をお認めいただき、その後に国の査定を受けましたが、その災害規模から年度内の完成は困難と見込んでおります。

このために、本年度に全復旧に係る工事を契約し、繰越手続を行うことも検討いたしましたけれども、工期がさらに延長し令和8年度に及ぶことも懸念される状況です。このために、令和7年度に見込まれる事業分を債務負担行為で措置させていただくことが適切と判断をいたしました。

このことによりまして、今般の補正で関係する歳入歳出ともに減額補正し、相応分の事業費を債務負担行為で措置させていただくと、そういった補正であります。合計で1億9,607万5,000円です。

6ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正は変更です。補助災害復旧事業は補正後の限度額を3,600万円に変更し、8,010万円の減額です。今ほどの債務負担行為補正した林道災害分について、本年度の事業費を減額補正することに併せて起債を減額します。

次に、辺地対策事業は補正後の額を4億5,060万円に20万円の増額です。たかす児童館のエアコン設置工事の財源とするための増額です。

過疎対策事業は11億5,260万円に変更し、1,840万円の増額、主に美並統合小学校の設計業務等の財源とするためです。起債の方法等に変更はありません。

次に、国民健康保険特別会計の補正予算書をお願いいたします。

1ページを御覧ください。

令和6年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億34万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,062万6,000円とする。

次に、介護保険の特別会計補正予算書、1ページをお願いします。

令和6年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,882万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,949万6,000円とする。

続きまして、介護サービス事業特別会計補正予算書、1ページをお願いします。

令和6年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ275万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,971万1,000円とする。

続きまして、鉄道経営の補正予算書、1ページをお願いします。

令和6年度郡上市の鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87万7,000円とする。

続いて、財産区特別会計をお願いします。

令和6年度郡上市の財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,743万8,000円とする。

最後に、病院事業会計の補正予算書をお願いします。

第1条、令和6年度郡上市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度郡上市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入の第1款は、郡上市市民病院事業収益を、右に参りまして補正予定額1,508万1,000円増額し、合計で34億9,660万9,000円とする。

第2款も、国保白鳥病院事業収益を、右に参りまして21万2,000円増額し、13億3,878万1,000円とします。

その下、支出です。

第1款、郡上市市民病院事業費を1,508万1,000円増額し、34億9,660万9,000円とする。

2つ飛んで、2款の国保白鳥病院事業費を21万2,000円増額し、13億3,878万1,000円とする。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,427万4,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億3,427万4,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,117万6,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億4,117万6,000円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出第2款の国保白鳥病院事業資本的支出を右の補正予定額690万2,000円増額し、1億7,291万1,000円とする。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第131号から議案第138号までの7議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第131号から議案第138号までの7議案につきましては、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

なお、質疑につきましては予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第131号から議案第138号までの7議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、12月3日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第131号から議案第138号までの7議案につきましては、12月3日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時40分を予定しておりますので、よろしくお願いします。

(午前10時28分)

○議長(森藤文男) それでは、会議を再開いたします。

(午前10時41分)

○議長(森藤文男) ここで、加藤総務部長より発言を求められておりますので、許可をいたします。
加藤総務部長。

○総務部長(加藤光俊) あらかじめ、おわび申し上げます。

議案第134号 郡上市介護サービス事業特別会計補正予算につきまして、こちらの手違い、大変申し訳ありません、ミスで誤りがありましたので、本議案の撤回につきましてお諮りいただきたく申し入れをさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長(森藤文男) ここで暫時休憩をいたします。再開は追って連絡をさせていただきますので、よろしくお願いします。

(午前10時42分)

○議長(森藤文男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時36分)

◎議案第134号令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の撤回について(提案説明・採決)

○議長(森藤文男) お諮りいたします。先ほど山川市長から本日提出されました議案第134号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について、本日をもって撤回をしたい旨の申出がありました。

ここで、議案第134号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の撤回についてを日程に追加し、順序を変更し議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第134号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の撤回についてを日程に追加し、順序を変更し議題とすることに決定をいたしました。

議案第134号令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の撤回についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 先ほど提案させていただきました議案第134号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、内容に誤りがありました。

また改めて提案させていただきたいと存じますけれども、それにつきましては補正予算書1ページの第1条につきまして、減額とありますけれども、正しくは追加する補正でございます。

また、補正後の予算額につきましては、正しくは7億7,971万1,000円となる内容でございます。まず一度提案させていただきましたので、撤回を賜りますよう重ねてお願いいたします。

以上でございます。申し訳ありませんでした。

○議長（森藤文男） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第134号令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の撤回について、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第134号令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の撤回については、これを承認することに決定をいたしました。

◎議案第150号について（提案説明・委員会付託）

○議長（森藤文男） お諮りいたします。ただいま山川市長から議案第150号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてが提出されました。これを日程に追加し議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第150号を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

日程35、議案第150号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につい

てを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 改めて提案をさせていただきます。議案第150号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,971万1,000円とする。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第150号につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第150号につきましては、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

なお、質疑につきましては予算特別委員会で行うことにし、ここでは省略をいたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第150号につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、12月3日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託をしました議案第150号につきましては、12月3日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第139号から議案第142号までについて（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程を戻りまして、指定管理の指定、日程20、議案第139号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定についてから、日程23、議案第142号 郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者の指定についてまでの4議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、議案第139号について御説明をさせていただきます。

議案第139号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について。

次のとおり、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

- 1、施設の名称、郡上市和良農産物加工施設。
- 2、指定する団体、郡上市和良町宮地1155番地、和良の郷総合開発株式会社。
- 3、指定の期間、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間であります。

1枚おめくりをいただきまして、指定管理台帳がついておりますので、こちらで詳細を御説明いたします。

施設の所在地ですが、郡上市和良町野尻810番地。構造につきましては、木造平屋建て、延床面積は180平米であります。施設、また設備であります。加工処理場としまして、加工機器等を備えております。現在は、和良の長寿団子、また漬物などの加工を行って、道の駅のほうで販売をしておるということでございます。建設年度は平成10年。敷地面積は1,233平米。敷地の所有は市有地ということになっております。この指定の期間1年という期間でございますが、こちらの現指定管理者のほうから、譲渡の希望がございまして、この1年間でそれらの準備をしまして、譲渡ということで今計画をしておりますので、お願いいたします。

説明については以上となります。

○議長（森藤文男） 粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） それでは、私のほうから議案第140号から142号までの説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

議案第140号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定について。

次のとおり、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6号の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

- 1、施設の名称、郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」。
- 2、指定する団体、郡上市八幡町柳町511番地2 奥濃飛白山観光株式会社。
- 3、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっております。

おめくりいただきまして、指定管理施設台帳のほうで説明させていただきます。

所在地につきましては、先ほどの会社のあったところと同様の、郡上市八幡町柳町511番地の2です。指定管理料につきましては、ゼロ円指定という形を取らせていただいております。構造に

つきましては、鉄筋コンクリート造の鋼板葺 2 階建て。建築面積は2,935.05平米です。施設につきましては、宿泊施設や会議室、風呂、トイレ等があります。建設年度は平成10年。敷地面積が1万4,754.37平米です。敷地につきましては、市有地となっておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、議案第141号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について。

次のとおり、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6号の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

1、施設の名称、①明宝温泉 湯星館。②郡上市明宝食材供給施設。

2、指定する団体、郡上市明宝奥住3428番地1 明宝温泉開発株式会社。

3、指定の期間ですが、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となっております。おめくりいただきまして、同様に指定管理施設台帳のほうで説明させていただきたいと思います。

所在地ですが、郡上市明宝奥住の3428番地1です。指定管理料は1,400万円です。構造につきましては、鉄骨造、鉄筋コンクリート造です。延べ床面積が1,886.06平米。施設につきましては浴室、脱衣場、事務所や休憩室。あと地域農産物の直売場等を含んでおります。建設年度は平成7年度です。敷地面積につきましては6,081.41平米。敷地につきましては一部借地を含んでおります。

続きまして、議案第142号 郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者の指定について。

次のとおり、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6号の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

1、施設の名称、①郡上市和良運動公園 ②郡上市和良川公園オートキャンプ場 ③郡上市和良大月の森公園キャンプ場。

2、指定する団体、郡上市和良町宮地1155番地 和良の郷総合開発株式会社。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっております。

おめくりいただきまして、指定管理施設台帳のほうで説明させていただきます。

初めに、和良運動公園のほうになりますが、こちらにつきましては、指定管理料のほうを269万5,000円とさせていただいております。構造につきましては、鉄骨造の2階建て、延べ床面積につきましては、3,086.69平米となっております。施設につきましては、トイレ、駐車場、レストラン、その他多目的広場等を含んでおります。建設年度は平成2年、敷地面積につきましては、1万6,018平米となっております。敷地につきましては、市有地となっております。

おめくりいただきまして、郡上市和良川公園オートキャンプ場になりますが、こちらにつきまし

ては、所在地が郡上市和良町沢192番地1です。指定管理料はゼロ円でさせていただいております。構造につきましては木造、延べ床面積については250平米です。施設は宿泊休養施設となっております。建設年度が平成10年、敷地面積につきましては、1万8,657平米です。敷地につきましては、こちらについても市有地となっております。

続きまして、郡上市和良大月の森公園キャンプ場になります。こちらの所在地は、郡上市和良町鹿倉1769番地3です。指定管理料につきましては、こちらもゼロ円です。構造については木造、延べ床面積につきましては451.68平米で、宿泊休養施設となっております。建設年度は※平成6年、敷地面積につきましては、43万8,600平米です。敷地につきましては無償貸借ということで、和良の財産区からの借地となっております。

以上となります。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第143号について（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程24、議案第143号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）を議題といたします。

説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、議案第143号をお願いいたします。

議案第143号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）。

令和6年9月27日議案第115号にて議決を得た財産の取得及び処分について、次のとおり変更したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

1、変更の理由、設計費の精査、事務経費及び建設利息の確定による減額。

2、財産の取得及び処分の変更金額、減額272万8,300円、変更前の金額6,186万3,300円、変更後5,913万5,000円。

以下、3の取得及び処分する財産の種類から、8番の処分契約の相手方までにつきましては、令和6年9月27日にお認めいただきました内容と変わっておりませんので、またお目通しをいただきたいと思います。

資料のほうをつけておりますので、資料1のほうを御覧いただきたいと思います。おおむね、今御説明しましたとおりでございますが、6番のところを御覧いただきますと、取得及び処分の期限

ということで明示してございます。令和7年3月31日までに処分を行うということになっておりますので、お願いいたします。

それと、図面のほうがついておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思いますが、今回の施設につきましては、今、いろいろ建物が建っておりますけれども、この敷地内の西南の方向に現在建築中でございます。産業建設常任委員会の皆さんにも視察をしていただきまして、そのときはまだ基礎だけでしたけれども、その後順調に今建物が建ちつつあるという状況でございますので、期限内にまた処分等ができるということで御報告を申し上げます。議決をいただきますようお願いを申し上げます。

説明は以上となります。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第144号から議案第149号までについて（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程25、議案第144号 財産の無償譲渡について（郡上八幡新宮の森多目的管理棟）から日程30、議案第149号 財産の無償譲渡について（下沢生きがい施設）までの6議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、提案の前に、地区集会施設に対する市の方針を説明させていただきます。

市が建設した地区集会施設は、地元の自治会の利用に供していることから、公共施設適正配置計画において、建設時の財源とした補助金や起債による制限がなくなった段階で無償譲渡する方針としております。

この制限とは、補助金の場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、補助事業により取得した財産を所管省庁の承認を受けずに譲渡することは認められておりません。しかしながら、財産の耐用年数が経過した場合はこの限りでないとされ、木造の場合は26年とされるなど、補助金を所管する省庁により制限期間が定められています。また、建設時の財源が起債の場合は返済が完了していればよいと解されており、起債の種類により異なりますが、今回の譲渡施設は一部辺地債で整備をしておりますので、この場合10年を経過すれば返済が完了し制限が解除されるという解釈であります。

議案第144号から149号までの6議案は、これら補助金、起債の制限がなくなった施設のうち、地元自治会に受入れの確認を行った結果、譲渡を受け入れるとされた施設を譲渡する議案です。

それでは順に、譲渡する施設を提案させていただきます。

議案第144号 財産の無償譲渡について（郡上八幡新宮の森多目的管理棟）。

次のとおり、財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

譲渡する財産は建物で、八幡町那比3686番地1、床面積78平方メートル、構造は木造平屋建て。譲渡の相手方は、郡上市八幡町那比3268番地新宮地区会。譲渡の理由は、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地区集会所を地元自治会に無償譲渡するためです。議案の次に位置図、施設概要の資料をつけておりますので、お目通しいただきたいと思います。

次の議案以降も譲渡の理由は同じですので、読み上げは省略させていただきます。

議案第145号 財産の無償譲渡について（福田研修所）。

次のとおり、財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

譲渡する財産は建物で、大和町島1046番地3、床面積224平方メートル、構造は木造平屋建て。譲渡の相手方は、郡上市大和町島452番地2、福田自治会です。

次に参ります。

議案第146号 財産の無償譲渡について（白鳥北部農業センター）。

次のとおり、財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

譲渡する財産は建物です。白鳥町白鳥761番地2の床面積210.74平方メートル、構造は木造平屋建て。譲渡の相手方は、郡上市白鳥町白鳥17番地1、白鳥自治会です。

次に参ります。

議案第147号 財産の無償譲渡について（美並杉原集会所）。

次のとおり、財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

譲渡する財産は建物で、美並町山田356番地、床面積101.67平方メートル、構造は木造平屋建て。譲渡の相手方は、郡上市美並町山田55番地1、杉原自治会です。

議案第148号 財産の無償譲渡について（美並円山集会所）。

次のとおり、財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237

条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

譲渡する財産は建物で、美並町山田1201番地60、床面積132.49平方メートル、構造は木造平屋建て。譲渡の相手方は、郡上市美並町山田1201番地26、円山自治会です。

議案第149号 財産の無償譲渡について（下沢生きがい施設）。

次のとおり、財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

譲渡する財産は建物で、和良町沢933番地1、床面積124.22平方メートル、構造は木造平屋建て。譲渡の相手方は、郡上市和良町沢748番地1、下沢自治会です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

お昼となりましたが、このまま会議を続けます。

◎報告第16号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程31、報告第16号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第16号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

おめくりいただきますと、専決第6号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和6年11月15日です。

1番目の損害賠償による和解の内容。令和6年8月22日午後4時45分頃、白鳥町白鳥地内において、市道藤五郎線を走行中、T字路を通過した際に、市道役場前線から進入してきた相手方と衝突した。市は示談により、下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は、右側後方部が30%、左側後方部が0%。損害賠償の相手方は記載のとおりで、損害賠償の額は7万9,329円であります。この事故は、公用車がT字路を通過中に、右側の道路から相手方車両が進入して、公用車の右側後方に衝

突し、さらに左側後方に衝突した、一度の事故で2回衝突した事故の示談です。

最初の事故は、ともに走行中であったために、公用車の過失が問われ30%の割合で、また、2回目の衝突は停止中の公用車に相手方車両が衝突したために、過失割合0%での示談の内容となっております。大変申し訳ありませんでした。

○議長（森藤文男） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第16号を終わります。

◎議報告第14号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程32、議報告第14号 諸般の報告について（議員派遣の報告）を議題といたします。

議員派遣の報告が別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたき、報告に代えます。

◎議報告第15号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程33、議報告第15号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）を議題といたします。

例月出納検査の結果の報告が監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたき、報告に代えます。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後 0時07分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会副議長 田 中 義 久

郡上市議会議員 蓑 島 もとみ

郡上市議会議員 原 喜与美